

入札及び契約等関係書類の押印見直しについて

1. 目的

行政手続における押印見直しに伴い、入札及び契約等関係書類について押印の見直しを実施します。

2. 押印を廃止する書類

別紙「入札及び契約等関係書類の押印廃止一覧表」のとおり事業者が提出する関係書類等のうち押印の必要がないと判断したものを。

3. 実施時期

令和5年1月1日以降に提出される入札及び契約等関係書類から適用します。

4. 問合せ先

総務部監理課 入札契約係 (076) 288-2121

注意事項

入札（見積）書、契約書、請書、委任状及び請求書（紙）等については、引き続き押印が必要です。

押印を不要とした書類等については、押印しないことを強制するものではなく、押印された場合でも受付します。